

令和3年度地域運動部活動推進事業における成果報告書

福島県教育委員会

【福島県地域運動部活動推進事業モデル地区会津若松市の取組「週末地域剣道教室」から】

- 1 実施形態 剣道競技における合同練習形式
- 2 運営団体 福島県剣道連盟若松支部（以下、剣道連盟）
- 3 指導者等 福島県剣道連盟若松支部登録者 23名

【内訳】

（1）指導者

- ア 教員以外 5名
- イ 市外の中・高等学校教員 7名
- ウ 参加校顧問（教員） 4名
- ※ イ、ウは、兼職申請

（2）運営者 参加市立学校顧問 11名

- ※ 内、指導者との兼務4名

	月 日	参加校	会 場	生徒数	指導者数	運営者数
第1回	6月26日（土）	5校	一箕中学校	58名	11名	2名※
第2回	7月4日（日）	5校	第六中学校	57名	8名	2名
第3回	8月28日（土）	6校	第六中学校	50名	7名	2名※
第4回	10月2日（土）	5校	第六中学校	41名	8名	1名※
第5回	11月6日（土）	5校	第六中学校	32名	8名	1名
第6回	11月27日（土）	5校	一箕中学校	36名	8名	1名
第7回	12月4日（土）	5校	第五中学校	35名	9名	2名※
第8回	12月11日（土）	5校	一箕中学校	43名	6名	1名※
第9回	12月18日（土）	5校	第一中学校	38名	4名	2名
第10回	1月15日（土）	5校	第六中学校	39名	6名	2名

4 会場及び実施概要

- ※は、指導者と兼務

5 実施内容

- ※ 別紙「実施報告書」参照

6 傷害保険 スポーツ安全保険（公益財団法人 スポーツ安全協会）

【内訳】

- (1) 生徒 61名
- (2) 指導者等 23名

7 予算

【内訳】

- (1) 報酬 409,200円

月	合計額	指導者報酬	運営者報酬	備考
6	55,800	52,800	3,000	実績確認書（6月分）
7	44,400	38,400	6,000	実績確認書（7月分）
8	56,000	56,000	0	実績確認書（8月分）
10	43,200	43,200	0	実績確認書（10月分）
11	81,200	75,200	6,000	実績確認書（11月分）
12	93,800	84,800	9,000	実績確認書（12月分）
1	34,800	28,800	6,000	実績確認書（1月分）

- (2) 保険料 91,350円

対象者	合計額	備考
生徒	48,800	1名あたり800円×61名
指導者等	42,550	1名あたり1,850円×23名

8 地域運動部活動推進事業に係る関係団体との協議

- (1) 運営団体との事前打ち合わせ

- ア 日 時：令和3年3月29日（火）
- イ 参加者：剣道連盟、教育委員会
- ウ 協議内容：部活動顧問の連盟登録について
部活動顧問の役割について
会場について
その他

- (2) 参加校説明会

- ア 日 時：令和3年4月5日（月）
- イ 参加者：参加校校長、剣道部顧問、教育委員会
- ウ 協議内容：本事業概要説明
部活動顧問の役割について
部活動顧問の兼職について

- (3) 部活動連絡協議会

- ア 第1回部活動連絡協議会
 - (ア) 日 時：令和3年5月24日（月）
 - (イ) 参加者：市体育協会長、学校運営協議会（1名）、地域学校協働活動（1名）

小・中学校長（各1名）

小・中学校教諭（各運動担当1名、文化担当1名）、教育委員会

（ウ）協議内容：地域運動部活動推進事業について

イ 第2回部活動連絡協議会

（ア）日 時：令和3年12月16日（木）

（イ）参加者：第1回同様

（ウ）協議内容：部活動の地域移行について

ウ 第3回部活動連絡協議会

（ア）日 時：令和4年3月17日（木）予定

（イ）参加者：第1回同様

（ウ）協議内容：令和4年度の部活動の取組について

9 考察

（1）地域（本事業運営団体も含む）での休日の部活動の地域移行についての理解の促進について

会津若松市では、令和元年度より、休日の部活動を地域の専門的な知識を有する方に指導していただく「部活動週末合同練習会」を実施していたことから、本事業を剣道競技の合同練習会形式で取り組むことに大きな支障がなかった。

ただし、休日の部活動の地域移行について理解を得るのが難しかったことが、事業趣旨についてであった。「『学校と地域が協働・融合』した部活動」「持続可能な部活動の在り方」ではなく、「学校の働き方改革」ということが前面に出てしまっていたことで、関係団体との話合いの中では、「教員の多忙化解消のために、地域団体が多忙になるのか」という声が多かった。

会津若松市においては、令和元年度より、「地域総ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めており、「学校運営協議会」「地域学校協働本部」とともに、「部活動週末合同練習会」の3本柱で取り組んでいたことから、本事業でも地域と連携して教育を実践していくことを趣旨として、その取組が教員の多忙化の解消につながるという考えで理解を図ることができた。

教育委員会、学校が部活動改革の趣旨を十分理解した上で、地域の関係団体に説明し理解を図る必要があり、今後も地域及び保護者に啓発していく必要があると考えられる。

（2）合同練習会形式について

会津若松市においては、部活動の課題として以下の点が挙げられている。

ア 生徒数減少による部員の減少により、日頃の練習や大会等で、競技本来の楽しさを味わうことができなくなっている。

イ 部員数の減少により部活動を廃止する競技が増え、生徒の選択肢が狭められている。やりたい競技ができない状況に陥っている。

これらの課題を解決するため、複数の学校が集まる「合同練習形式」で本事業に取り組んだ。各校の剣道部員は、1～17名と差があり、3年生が部活動から退くと、さらに少なくなる。しかし、合同練習形式にしたことにより、毎回30名以上が集まり練習することで、以下のような効果がみられた。

ア 技能に応じてグループ分けし、個に応じた練習が可能となった。

イ 他校の生徒との交流が可能となり、コミュニケーションの場となった。

ウ 他校の生徒と切磋琢磨する姿が見られた。

エ 平日に学校では体験できない競技本来の楽しさを味わうことができた。

また、今後、合同練習形式の部活動が盛んになることにより、各校で部員が少なくなっても、廃部にすることなく、生徒がやりたい競技に取り組むことができると考えられる。

(3) 運営団体の確保について

本年度の事業については、会津若松市の取組である「部活動週末合同練習会」を基に実施したことから、すでに連携を図っていた剣道連盟に依頼し、承諾を得ることができた。

今後、休日の部活動の地域移行を進めるにあたり剣道と同様に、各運営団体に依頼していきたい。そのためにも、該当する市町村の体育協会や競技団体に休日の部活動の地域移行について啓発を図っていく必要がある。

また、会津若松市の剣道連盟には、指導だけでなく、運営に携わる人材が豊富であったが、すべての競技団体が同様であると限らないことから、今後、合同練習形式だけでなく他の形式も検討しながら、実施方法に合う運営団体の確保について検討していきたい。

(4) 会場の確保について

会津若松市の施設については、現時点において本事業内容に対する施設利用料の減免等の措置がないことから、基本的に参加校の体育館を利用することとした。また、他の部活動の利用により同じ学校の体育館を常時利用することができないことから、参加校での輪番とした。

実際は、小規模で部活動数の少ない学校の体育館を利用することが多かった。そのため、部活動数の多い学校の他の部活動への影響は少なかったと考えられる。

今後、合同練習形式を進めるにあたって、部員数の多い競技やテニス・バドミントン等の規定の広さを必要とする競技においては、会場の確保が課題となると考える。

(5) 指導者等の確保について

運営するにあたり、「指導者」と「運営者」という2つの役割を設定した。

- ・指導者・・・主に、指導をする。
- ・運営者・・・主に、当日の部活動を運営する。

指導者については、剣道連盟に登録している一般の方と兼職申請を行った各校顧問が担った。兼職申請を行った顧問の中には、剣道連盟に登録していない者もいたことから、剣道連盟内に「部活動対応のための特別部署」を設置して登録した。登録のための諸費用はなしとした。また、兼職申請し指導者となった顧問は、本事業での指導を負担に感じておらず、休日の部活動の地域移行についても肯定的であった。

運営者については、会場の開錠・施錠、消毒、実施報告書の記載等を行った。会場を各校輪番で活用することとなったことから兼職申請を行い剣道連盟に登録の上、各校顧問に運営者となってもらった。体育館の利用が多い学校の顧問は、運営者になることが多く、負担が大きかったと考えられる。今後は、体育館の利用の有無によらない運営者の分担が必要であると考えられる。

(6) 運営団体の運営体制の構築について

会津若松市においては初年度ということもあり、剣道連盟による本事業の運営にあたっては、

やはり、兼職申請を行った顧問が中心となっている。これは、長年の部活動運営のノウハウを熟知しており、生徒の扱いにも慣れているという面が強く表れている。

指導者として兼職申請を行った顧問は、以前から剣道連盟に登録している者が多く、連盟の一員として競技の普及にも携わっていることから、負担感は感じていなかった。また、指導に際しては、前面に出ることなく、事業の趣旨を十分理解し、アシスタントの役割を果たしていた。

今後、部活動等の活動に慣れていない運営団体による地域移行については、教員が持っている運営及び生徒へのかかわり方などのノウハウを運営団体に引き継いでいくことが大切であると考える。そのため、一定期間、教員が休日の部活動に携わり、運営団体と運営方法等について共有していく必要があると考える。

(7) 費用負担の在り方について

本年度、費用については、すべて国からの事業費で実施した。今後、費用負担をどのようにしていくかは、大きな検討課題である。

現在、休日の部活動は教員の献身的な勤務によって支えられているが、本来、時間外の教育活動であり、必ずしもやらなければならない活動ではなく、時間外手当を支給して行っている。このような部活動の在り方を今後も継続していくかどうかも含め、考え方を整理していく必要がある。また、その中で、保護者の受益者負担の必要性についても考えていかなければならない。

経済的な負担ということでは、生徒が「やりたいけれども、やれない」という状況を作らないためには、行政による補助ということを考えていかなければならない。特に、傷害保険については、必要なものであることから、最低限、その部分への補助の在り方についても考えていく必要がある。

(8) 休日の部活動の地域移行の普及について

本事業による休日の部活動の地域移行は、以前より会津若松市で実施していた「部活動週末合同練習会」から移行したことにより、うまく運営できていると考えられる。今後、費用負担の課題はあるが、持続可能であると考えられる。

ただし、他競技においては運営団体の確保等の課題があり、現時点においては、剣道競技同様の移行は難しいと思われる。

今後、合同練習形式以外の学校の実態に合ったモデルづくりを進めていく必要がある。次年度については、総合型地域スポーツクラブを運営団体とした学校単位での地域移行を進めていく予定であるが、スポーツクラブがない地域が多いことから、各校の保護者会・後援会や営利団体等が運営団体となる地域移行についても検討していく必要がある。

さらに、休日の部活動の地域移行の本来の趣旨を地域に啓発していく必要性を強く感じたことから、学校運営協議会等など機会を確保し啓発活動を進めていく必要がある。

また、「地域移行は無理だろう」と考えている教員が多いことから、教員の意識改革を進め、部活動のノウハウを有している教員が地域移行に協力していくことも必要であると考える。

9 事業に参加した生徒及び顧問の意識調査

※ 別紙「週末地域剣道教室に関するアンケート」参照